

「中池見湿地保全活用計画【構想・基本計画】（原案）」についての パブリックコメント実施結果及び回答について

中池見湿地保全活用計画策定委員会において取りまとめられた中池見湿地保全活用計画の策定【構想・基本計画】原案を公表し、パブリックコメントを実施しましたので、いただいた意見の内容と回答を公開いたします。

《募集期間》

平成 26 年 12 月 26 日（金） ～ 平成 27 年 1 月 9 日（金）

《募集方法》

市ホームページでの電子申請、または、所定様式に記入の上、持参、郵便、ファックスのいずれかにより提出いただく方法で意見を募集。

《意見の集計》

- 提出人数寄せられたパブリックコメントの数 6 人（市内： 2 人、県内： 2 人、県外： 2 人）
- 意見件数 20 件
 - 第 3 章 中池見の自然環境と社会環境 2 件
 - 第 6～7 章 中池見湿地の保全活用の方針・計画の概要 12 件（保全： 2 件、活用： 8 件、保全・活用 2 件）
 - 第 8 章 中池見湿地の維持管理・モニタリング計画 3 件
 - 第 9 章 中池見湿地の保全活用計画の推進のしくみ 3 件

■パブリックコメント実施結果及び回答

番号	指摘箇所	意見内容（要約）*	回答
1	第3章 （自然環境 と社会環境） p.7	中池見湿地の成り立ちについて、その生成時期が書かれていないことが気になります。総合学術調査報告書によると、湿地の生成時期は、10万年より古いと書かれています。古い歴史を持つ湿地であることは、特異な地形や泥炭層の厚さと合わせて、中池見湿地の大きな特徴と思われるので、ぜひ、説明に加えていただきたいと思います。 合わせて、標高は書かれていますが、湿地の深さについて総合学術調査報告書には、泥炭層とその下の砂礫層まで含めると80mにも及ぶという記述もあります。この点も中池見の地形をイメージする上で必要だと思いますので加えていただきたいです。	中池見の地形・地質については、専門の研究者のアドバイスを受けて記載されておりますが、生成時期の記載、湿地の深さ等についての記載方法について、改めて、専門の研究者に問合せをしながら修正・追記等したいと思います。
2	第3章 （自然環境 と社会環境） p.15	トンボについて、10科70種となっておりますが、キトンボ、カトリヤンマの確認がされていますので、72種としていただきたいです。この件に関して、「中池見湿地のトンボ」の編集者であり、キトンボ、カトリヤンマの同定者である、和田茂樹さんにお問い合わせしたところ、72種としていただき、引用文献として、藤野勇馬・和田茂樹. 2011. 福井県敦賀市中池見湿地におけるキトンボの記録. 福井市自然史博物館研究報告, (58):63-64. 特定非営利活動法人中池見ねっと. 2013. 中池見ねっと通信. (24). と、していただければよいとのことでした。ちなみに、中池見ねっとの通信の中の、カトリヤンマの記事については、和田さんに監修いただいています。	最新の情報をご教示いただき、ありがとうございます。 中池見湿地でのトンボ類の確認種数について、p.15での記載を70種→72種に修正します。 あわせて、引用文献については、ご指摘の内容をp.72～75の「引用・参考文献」に追記します。
3	第6～7章 （方針・計画） ※保全	中池見は守るだけでは駄目です。昔からその地に生息した植物等を市民の植樹(ボランティア)により参加と興味を持ってもらい、癒しと、自然の素晴らしさを得ることにすべきと思います。それには今の面積では足りません。もっと土地を購入すべきと思います。	中池見の保全の方向性については、ワーキンググループと委員会から導かれた方向性がp.32～34にまとめられておりますが、現時点では、市民による植樹については意見ありませんでした。 保全手法として植樹を導入することについては、今後開催するワーキンググループのなかで出席者皆さまに議論いただきたいと思っております。 新たな土地取得については、購入に限らず、広域的な保全・活用も考えます。

4	<p>第6～7章 (方針・計画)</p> <p>※活用</p>	<p>農業、林業を環境教育や観光産業として再構築する。 水田では：米、レンコン、マコモ、ジュンサイ、ヒシ（栽培していたもの） 里山では：薪、炭、シイタケ、ナメコ、クリ、スダジイ、山菜など栽培収穫 ●利益は出さないを基本に、中池見を保全するため「契約消費者を募集」しそれに見合った量のみ生産していく。 ●人件費を上乗せした価格で成立した「中池見ブランド」の生産物を予約生産販売する。（生産者は地域の方がよい）</p>	<p>具体的な提案をいただき、ありがとうございます。活用を推進するための費用を確保するためのアイデアとしてのブランド化や農林水産物の生産・販売については、これまでもワーキンググループを中心に意見が出てきたところです。 ブランド化等については、p.40「◆中池見湿地における活用の目標」の項にも、活用の目標に掲げられており、p.41「◆中池見湿地における活用の実施例」にも実施イメージの例として掲載されております。 今後、活用を具体化する上でのルールを検討することになると思いますが、いただいたご意見は、その際に参考とさせていただきます。</p>
5	<p>第6～7章 (方針・計画)</p> <p>※活用</p>	<p>観光：入場料（維持管理費）、有料ガイド制度も導入。</p>	<p>入場料の徴収については、入場料徴収場所の確保と人員配置の可否の検討、土地所有者との調整等から、現時点では入場料徴収の検討を進めることが困難な状況です。 有料ガイド制度については、今後、活用に携わる方々と一緒に検討し、導入可否を検討いたします。</p>
6	<p>第6～7章 (方針・計画)</p> <p>※活用</p>	<p>教育：幼児、児童、生徒の環境教育については無料、ただし保全活動はしてもらう。</p>	<p>環境教育活動については、これまでも、幼児・児童・生徒を対象とした環境教育については無償で行ってきています。 また、一部は、参加者から参加費（材料代、資料代等）を徴収して実施しているところです。今後の有償・無償での参加については、活用に携わる方々と一緒に検討いたします。</p>
7	<p>第6～7章 (方針・計画)</p> <p>※活用</p>	<p>湿地区域外に、無料コテージ（ボランティア用）建設（遠隔地の宿泊費の負担減）。ボランティアは生産物を代価とする。寄付者にも生産物をお返しする。</p>	<p>建築物の設置は、現在、すでにビジターセンターと移築・農家が存在しており、皆さまのボランティア活動の拠点として活用いただける状況となっております。なお、新たな無料コテージの設置については、設置費用及び維持管理費用を行政のみで負担することは、現時点では困難と考えております。 ご指摘いただいているボランティア活動に参加いただいた方への「お返し」については、今後ボランティア活動の導入の際には、大切な心づかいであると思います。保全活動の運営に携わられる市民団体さまとも相談して、導入を検討したいと思います。</p>

8	第6～7章 (方針・計画) ※活用	湿地には「歩いてしか行けない場所」をコンセプトに、駐車場、アプローチ歩道、ケーブル、天筒山への道、中池見口駐車場、コテージの整備が必要だと考えます。	ご意見いただいた施設（歩道等も含む）は、現有施設のことを指しておられると思います。これらの施設は、中池見湿地の活用を支える重要な施設と位置づけておりますので、今後も機能を維持していきます。
9	第6～7章 (方針・計画) ※保全	イノシシ、鹿、ハクビシン、サル、と言う害獣は根こそぎ排除すべきです。	イノシシ、シカ等の在来生物については、中池見の生態系の一部であるとの認識のもと、これらの獣種が何にどのように害を与えているかを個別に検討することが重要ですので、次年度の委員会でも、それぞれの生物について、具体的な管理計画を提案します。一方、外来生物については、ザリガニやセイタカアワダチソウの駆除を既に実施しています。委員会は、本来生息していなかったものとして除去する方針で、保全・活用計画をまとめています。
10	第6～7章 (方針・計画) ※活用	新人市職員は必ず中池見にて仕事を体験する必要があります。それに市民にも中池見を守るにはお金が必要であることを知らせることが大切です。	中池見湿地の概要や保全活動について学ぶ新人市職員研修については、これまでも実施し、参加者の感想も聴取しております。今後は、研修を踏まえた保全・活用の実施として、江堀りや自然観察会等への積極的な参加を推進していきます。また、保全費用については、広く理解いただけるよう広報するとともに、委員会の中で議論します。
11	第6～7章 (方針・計画) ※活用	中池見を訪れて知ったことは、遊歩道が曖昧です。四季折々、歩きたくなるように工夫が大切だと思います。間違っても木道にだけはしないで下さい。	中池見湿地の施設整備においては、動植物の生活や景観に影響を及ぼさないことを原則としています。この原則を踏まえたうえで、湿地を楽しんでいただくためのサイン表示（案内看板）の設置や、周遊コースの設定、道の形態（木道など）については、次年度の委員会で議論します。
12	第6～7章 (方針・計画) ※活用 p. 54	p. 40 活用の目標7として、活用に関わる人材の育成とあるので、そこが加えられるべきと思います。	p. 54「活用の検討方法」のなかに、活用に関わる人材の育成に関する内容を追記します。 ※修正案（下線部を追記） [活用の検討方法] <ul style="list-style-type: none"> • 保全のために必要なさとやま管理を基盤においた活用メニューを検討する。 • 一方、参加する方々が楽しみながら取り組めるような活用方法を検討する。

			<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体がそれぞれに持つニーズが充足するような活用メニューを検討する。 <u>中池見湿地の活用に関わる人材が育成される活用方法と内容を検討する。</u> 保全・活用を推進するための体制・資金を獲得できる方法を検討する。
13	<p>第6～7章 (方針・計画)</p> <p>※保全・活用 p. 56</p>	<p>この図は、現状を示すもので、今後の配置計画というのは違和感があります。この点については、ワーキンググループの中でも、あくまで保全優先という意味合いから、活用側から何がやりたい、ということとは言えても、どこでやりたいというのは無理で、その前に保全計画とのすり合わせが必要である、という話をしたと思います。配置計画を無理に入れる必要はないのではないのでしょうか。P58の図があれば、その中で、保全のために計画されている水田環境部分が、必然的に活用の場所になると考えやすいと思います。また、同じようなことですが、P54とP58の配置計画について、話し合っていない部分、バイパス近くの草地やバイパスより西側の休耕地については、無理に色づけせず、白地でもよいのではないかと思います。</p>	<p>今回とりまとめ作業を行っている保全活用計画は、今後の活用をどのように具体化するかを検討する方向性をとりまとめるものであるため、p. 56の中池見湿地保全活用マップにおいて、活用に関する情報は、必須と考えています。</p> <p>一方、ワーキンググループにおいて、活用に関する検討と保全と活用のすり合わせに課題が残るとの指摘については、今後の詳細な検討のなかで、活用に関する情報に適宜変更を加えることとして検討したいと思います（そのことを図の一部に記載する）。</p> <p>国道8号線バイパス近く近くの草地やバイパス西側の休耕地について白地にするご提案については、保全活用の方向性について重要性が無いという誤解にならないよう、現状では湿地を取り巻く緩衝地帯として森林の区分としております。他に保全活用上の位置づけに関するお考えがありましたら、ワーキンググループの際にご意見いただけますと幸いです。</p>
14	<p>第6～7章 (方針・計画)</p> <p>※保全・活用</p>	<p>基本方針の具体化の保全の目標3つのカテゴリーと10の目標におおむね賛成です。活用の方針でも「ラムサール登録湿地として、その保全が確保されつつ湿地への負担がかからないような活用を検討し、活用自体が保全に結びつくような手法を実現する」ことはぜひ踏まえねばならないことで重要です。基本的にはもっと自然に学びながら、保全を追求すべきと考える。目標植生マップ、活用マップ等々、吟味する必要がある。</p>	<p>「自然に学びながら保全を追求」する考えについては、これまでのワーキンググループと委員会を通じて、出席された皆さまのお考えと一致するところであり、現在検討されている保全活用の方向性に含まれていると考えております。その具体的な方法については、平成27年度に予定している実施計画のなかで検討したいと思います。</p>

15	第8章 (管理・モニタリング) p. 62	水田環境の除草について、ヒメビシなど絶滅危惧種は、本来除草対象にはすべきでないものですが、現状として水面を完全に覆ってしまい、これによって出現できなくなった可能性のある植物もあります。実施計画の方でよいのかもしれませんが、絶滅危惧種の管理については、残すように配慮するだけでなく、多様性を確保する上でも何らかの指針が必要ではないでしょうか？	今回とりまとめている中池見湿地保全活用計画【構想・基本計画】では、保全活用の方向性についてとりまとめておりますので、ご指摘の内容については、平成27年度に予定している実施計画を検討するなかでとりまとめてはどうかと考えております。いただいた視点については、実施計画の検討の際に盛り込みます。
16	第8章 (管理・モニタリング) p. 62	「表 中池見湿地維持管理計画の概要(2/2)」の「水田環境」の区分に関して。 「田起こし 代かき」に関して、表では4月にすることになっていますが、中池見のかつての一番深い田んぼでは、株踏みをして田起こしはできなかったと思います。表では耕運機を使うことが当然のようになっていますが、慣行農法をそのまま載せるのではなく、コメの収量は下がっても、生物多様性を高める方法ができるようにすべきと思います。ミニ田んぼでは、生物多様性に配慮して、不耕起栽培に近いやり方で取り組んでいます。休耕田の場合は、何年かに1度は耕運機を入れる必要がありますが、毎年稲を植える場所は、株踏みと水管理だけで環境は維持できていると思います。	p. 61～62 にまとめている「表 中池見湿地維持管理計画の例」は、p. 61 本文に記載のように、ここでは大まかな維持管理方法の整理にとどめ、詳細な計画は、今後作成する中池見湿地保全活用実施計画において計画立案することとなっております。 ご指摘の内容は、同じ中池見湿地においてもミクロな立地条件や目標によって採用する手法は異なるべきとのご意見と思われますが、それはご指摘のとおりと考えられます。 そこで、表中の表現としては、使用する機械類や手法については「〇〇を用いるなど」といった、大まかな表記に訂正したいと思います。
17	第8章 (管理・モニタリング) p. 64	モニタリング計画の中に、モニタリングサイト 1000 のみのものがありますが、モニタリングサイト 1000 の調査域には偏りがあるので、中池見湿地全域のモニタリングとしては、それだけでは不足ではないかと思えます。カヤネズミ等哺乳類のように調査規模については検討されるべきと思えます。	モニタリング計画の例は、ワーキンググループからの意見をもとに掲載しております。このたびのご意見をもとに、保全方法とともに議論します。
18	第9章 (しくみ)	誰も中池見の事を顧みなくなった時の事を考え、市職員OBの人に参加することがベストだと思います。市職員には大変と思いますが、市民も含め、あらゆることを考えて中池見を守ることがベストだと思います。	市職員OBの参加については、今後検討します。 また、中池見湿地は、一般市民、各種団体、企業、行政等が協働して保全することを目指しております。具体的な役割分担等、今後の議論として残しておりますので、そちらで検討することになります。

19	第9章 (しくみ) p. 65	計画のスケジュールの項では、5年間隔での見直しは、もっと短くすることが必要ではないかと思う。	基本計画は、5年単位で見直しますが、各保全・活用事業に当たっては、必ず事業の評価を実施し、不適切な事業については、事業期間内でも修正ができるような「順応的管理」を委員会は提案しております。
20	第9章 (しくみ) p. 66	9-2 保全活用に関わる役割分担の表が白紙であることに失望を感じます。検討する時間がなかったのかもしれませんが、構想を語る事が直接現実反映され、自らや誰かの負担となってしまうとの思いにとらわれているのではないのでしょうか。 構想や計画を目の前のやらなければならないこととせず、将来実現しようとする姿として、各関係者(団体)の自己決定をもって徐々に整えられていくものであると考えることで先に進めるのではないかと思います。	本年度末の答申には、白紙部分を埋めたものを提出します。委員会では、この段階で、役割分担を議論することは時期が早いとの意見がありましたが、各活動を担う責任者と資金の手当ての議論が急務であるとの考えで合意し、急遽関係諸団体へのアンケートを実施し、分担表に反映させることにしました。

*意見内容は、寄せられた意見を可能な限り原文のまま掲載しておりますが、一部要約して掲載しております。